

令和6年第6回(4月) 上越市選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和6年4月13日(土)午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 2401会議室
- 3 付議事項
 - 議案第37号 上越市議会議員一般選挙における選挙人名簿の抹消について
 - 議案第38号 上越市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録について
 - 議案第39号 上越市議会議員一般選挙に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について
- 4 協議事項
 - 協議1 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
 - 協議2 上越市議会議員一般選挙における投票所の投票立会人の選任について
- 5 報告事項
 - 報告1 上越市議会議員一般選挙立候補予定者の届出関係書類の事前審査の終了について
 - 報告2 上越市議会議員一般選挙における投票所入場券の郵送について
 - 報告3 上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置完了について
 - 報告4 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について
 - 報告5 上越市議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について
 - 報告6 専決処分した内容について
- 6 その他
 - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和5年度 明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞

「変わるのは あなたの意識と 先の未来」上越総合技術高等学校2年 吉田愛美 さん

議案第 37 号 上越市議会議員一般選挙における選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における選挙人名簿から抹消する。

令和 6 年 4 月 13 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 6 年 3 月 1 日 から 令和 6 年 4 月 12 日 までの間の	死亡者数 A	151	163	314
	転出者数 B	150	114	264
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		301	277	578

議案第 38 号 上越市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定により、次のとおり令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録を行う。

令和 6 年 4 月 13 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 6 年 3 月 1 日）現在の名簿登録者数 A	76,069	79,540	155,609
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の選挙時登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回登録日から今回までの間の抹消者数 E	301	277	578
今回選挙時登録における新規登録者数 F	223	202	425
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	75,991	79,465	155,456

議案第 39 号 上越市議会議員一般選挙に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙に伴う令和 6 年 4 月 13 日現在の選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	155,456 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,110 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	25,910 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	51,819 人

(4 月 13 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選挙管理委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

協議 1 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 の規定により読み替えて適用される同法第 38 条第 1 項の規定により、別紙 1 のとおり選任してよいか協議する。

(4 月 14 日選任・通知予定)

協議 2 上越市議会議員一般選挙における投票所の投票立会人の選任について

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における投票所の投票立会人を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 38 条第 1 項の規定により、別紙 2 のとおり選任してよいか協議する。

(4 月 14 日選任・通知予定)

報告 1 上越市議会議員一般選挙立候補予定者の届出関係書類の事前審査の終了について

上越市議会議員一般選挙立候補予定者に対する届出関係書類の事前審査について、次のとおり終了したことを報告する。

1 事前審査の期間

令和 6 年 3 月 22 日（金）から 4 月 5 日（金）まで

2 最終の審査完了日

令和 6 年 4 月 5 日（金）

報告 2 上越市議会議員一般選挙における投票所入場券の郵送について

上越市議会議員一般選挙における投票所入場券の郵送について、4 月 4 日（木）に郵便局に引渡し、11 日（木）までに各世帯に郵送したことを報告する。

報告 3 上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置完了について

上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条の規定によるポスター掲示場について、次のとおり全 524 か所設置したことを報告する。

1 設置完了日

令和 6 年 4 月 12 日（金）

（同日告示）

報告 4 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

上越市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を別紙 3 のとおり変更したことを報告する。

報告 5 上越市議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

上越市議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者を別紙 4 のとおり変更したことを報告する。

報告 6 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件 名
10	令和6年4月4日	令和 6 年第 6 回（4 月）上越市選挙管理委員会臨時会 について
11	令和6年4月5日	令和 6 年第 7 回（4 月）上越市選挙管理委員会臨時会 について
12	令和6年4月10日	令和 6 年第 8 回（4 月）上越市選挙管理委員会臨時会 について
13	令和6年4月12日	上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設 置場所について
14	令和6年4月12日	令和 6 年第 9 回（4 月）上越市選挙管理委員会臨時会 について